

市役所からの お知らせ

「お盆前・お盆のゴミ」と「精霊船」の搬入を受け入れます（旧松浦市・旧福島町）

搬入場所 北松北部クリーンセンター（平戸市田平町）

【臨時的な一般家庭からのゴミ】

日時 8月6日（日）、15日（火）午前9時～正午、午後1時～午後4時
※有料 ※お盆のゴミ収集は「ゴミ出しカレンダー」とおりです。

【精霊船】

日時 8月15日（火）、午後11時30分まで、8月16日（水）、午前9時～正午、午後1時～午後4時）※無料 ※地区でまとめて搬入してください。8月11日（金）までに市民生活課に連絡してください。※提灯・針金は取り外し、不燃物として搬入してください。供え物は、可燃物と不燃物に分別して搬入してください。問合せ先 市民生活課生活環境係

市民大清掃を8月6日に実施します（旧松浦市）

道路や公共施設周辺の草刈り、空き缶拾いなどを中心に行います。それ以外のゴミ（家庭内のゴミや粗大

ゴミ）は出さないでください。また、清掃終了後に集積場所やゴミの種類および収集量（袋数）、参加人数を市民生活課生活環境係へ連絡してください。※実施日が違う地区もあります。問合せ先 市民生活課生活環境係

市民の交流を促進するイベント等の開催に補助金を交付します

市民の融和と一体性の速やかな確立のために、旧一市二町間の交流を促進する各種イベント等を主催する団体または個人に対し、予算の範囲内で地域交流促進支援費補助金を交付します。ただし、市から別に補助金が交付されるイベント等は除かれます。

対象となる経費 市民に周知する経費、開催地を除く旧一市二町の出演者の参加経費 申請期限 原則として事業実施1か月前。予算の枠がありますので、計画がある団体等は早めにお知らせください。申請・問合せ先 総務課政策調整室

第8回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

申請手続きは平成20年3月31日までとなっています。

消防職員採用試験

区分	職務内容	採用予定数	受験資格基準
短大卒業程度	専門技術の業務	若干名	・昭和54年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人 ・救急救命士法（平成3年法律第36号）の規定による救急救命士の免許を有する人
高校卒業程度			・昭和57年4月2日～平成元年4月1日に生まれた人

- 第1次試験日 9月17日（日）午前9時入室
- 第1次試験会場 長崎県立大学（佐世保市川下町）
- ※第2次試験は第1次試験合格発表の時通知します。
- 試験科目 第1次試験＝教養試験・適性検査
第2次試験＝作文・体力試験・面接
- 受付期限 8月18日（金）（土・日曜は除く）
- 申込方法 松浦地区消防組合消防本部総務課または各出張所で試験申込書等を受け取り、必要書類を添えて提出してください。
- 申込・問合せ先 松浦地区消防組合消防本部 ☎0956-72-1211

手続きが済んでいない人は、早めにお問い合わせください。

◎国債の発行が遅れています。

現在、国の事務が混雑しており交付が遅れています。すでに手続きをした人でまだ手元に国債が届いていない人には、たいへんご迷惑をおかけしていますが、市役所に国債が届き次第ご連絡しますので、もうしばらくお待ちください。問合せ先 福祉事務所地域福祉係

海区漁業調整委員会委員選

挙人名簿登載申請

漁業法に基づき、毎年9月1日現

在で標記名簿が調整されます。次に該当する人は、9月5日までに「選挙人名簿登載申請書」を提出してください。

申請が必要な人 年間90日以上 ①漁船を使用して漁業を営む人 ②漁船に乗って働く人 ③水産動植物の採取に従事している人 ④魚類などの養殖を行っている人 ①～④に該当する人で、昭和61年12月6日以前に生まれた人。申請期限 9月5日（火）申請書設置・受付場所 選挙管理委員会事務局・各支所 問合せ先 選挙管理委員会事務局

姉妹都市オーストラリア・マッカイ市への松浦市民親善訪問団 参加者募集

「松浦市民親善訪問団」としてマッカイ市を訪問してみませんか。この機会にぜひマッカイ市に対する理解と市民との親ほくを深めてください。皆さんの参加をお待ちしています。

○旅行期間

11月1日(水)～11月7日(火)の7日間

○訪問地

ブリスベン、マッカイ(3泊)
ゴールドコースト(1泊)

○参加費用

一人 180,000円
(旅行費用230,000円の内、50,000円を助成します。)

*定員に満たない場合や燃料高騰のため、増額になる場合があります。

○募集人員

17人

○申込期限

8月25日(金)

○参加資格

市内在住で18歳以上(高校生は除く)の健康な人

○応募方法

詳しい募集要項を差し上げますので、協会事務局まで連絡してください。

○申込・問合せ先

企画振興課内松浦市国際親善協会事務局



各種手当制度をご存知ですか

特別児童扶養手当

○**対象者** 20歳未満の重度または中度の障害児を監護している父母(または養育者)。ただし、対象児童が施設へ入所したり、障害を理由とした公的年金を受けることができる場合は、手当の支給要件に該当しなくなります。

○手当額(月額)

- ・1級(重度) 児童1人当たり 50,750円
- ・2級(中度) 児童1人当たり 33,800円

○支給日

4月、8月、11月の11日
(11日が休日の場合はその直前の休日でない日)

特別障害者手当

○**対象者** 著しい重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の障害者。ただし、障害者本人が施設へ入所したり、長期入院するに至った場合は、支給要件に該当しなくなります。

○手当額

月額 26,440円

○支給日

2月、5月、8月、11月の9日
(9日が休日の場合はその直前の休日でない日)

※いずれの手当も所得制限があり、所得によっては手当額が一部減額となったり、全額停止となる場合があります。

○**問合せ先** 福祉事務所児童家庭係

児童扶養手当

○**対象者** 父母の離婚、父の死亡その他の理由で父と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)を監護している母(または養育者)。ただし、公的年金を受けられることができるとき、児童を監護しなくなったときなどは、手当の支給要件に該当しなくなります。

○手当額(月額)

- ・児童1人の場合は、全部支給41,720円、一部支給は9,850円～41,710円
- ・児童2人目の場合は、上記金額に5,000円加算
- ・児童3人目以降の場合は、1人につき上記金額に3,000円加算

○支給日

4月、8月、12月の11日
(11日が休日の場合はその直前の休日でない日)

障害児福祉手当

○**対象者** 重度の障害があり、常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児。ただし、児童が施設へ入所したり、障害を理由とした公的年金を受けることができる場合は、手当支給要件に該当しなくなります。

○手当額(月額)

14,380円

○支給日

2月、5月、8月、11月の9日
(9日が休日の場合はその直前の休日でない日)

英会話教室の生徒を募集します

- 講師 ウォルター・スミス
- 対象 市内在住の18歳以上の人（高校生を除く）
- 日時 平成18年9月5日～平成19年6月26日の
火曜日、午後7時～午後9時（30回程度）
- 定員 30人
- 受講料 一般8,000円
会員6,000円（テキスト代別）
- 場所 きらきら21
- 申込方法 往復はがき（一人1枚）に、住所、郵便
番号、氏名、年齢、職業、電話番号を記入の上、松
浦市国際親善協会事務局に送付してください。
- 申込受付期間 8月7日（月）～18日（金）
※定員になり次第締め切ります。
- 申込・問合せ先
〒859-4598（住所不要）
企画振興課内 松浦市国際親善協会事務局

今福保育所が移転しました

松浦市立今福保育所が老朽化のため7月に新築移転しました。

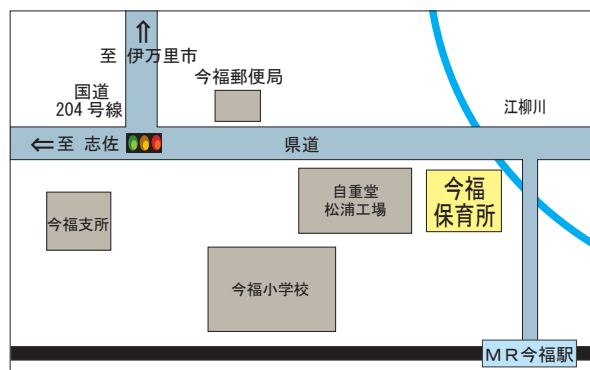
新しい園舎は、旧今福保育所より広くなり、木造1階建てで、病後児保育室・子育て支援室を付設し、通常保育に加えて病後児保育・学童保育・一時保育・地域子育て支援センター事業を行っています。園庭にはブランコ、複合型遊具など子どもたちみんなが楽しく遊べる遊具があります。

保育所に車で行く時は駐車場の出入口付近での対向車に十分注意してください。

移転先住所＝今福町東免2681-1

電話番号＝☎0956-74-0173

○**問合せ先** 福祉事務所児童家庭係



病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）を実施します

「病後児保育」とは、風邪をひいたり、熱を出したり、その他の病気にかかった後に、病気回復期に入った児童が集団保育や学校生活を行うことが無理な場合、仕事の都合等でどうしても児童をみるできないときに、保護者に代わって児童を保育するためのサービスです。

- 対象児童** 市内保育所等に在籍する児童または市内小学校に在籍する3年生までの児童で「病気の回復期」にある児童
- 実施場所** 今福保育所（梶島洋子所長）
※新しい今福保育所施設内に、病後児保育専用スペースを確保して実施します。
- 実施時間** 午前8時～午後6時（保育所開所日）
- 利用料** 乳幼児・児童1人＝1日当たり1,500円（飲食費込み）
- 申込方法** 事前の登録申込と、実際に利用する時の利用申込が必要です。
・登録申込先＝福祉事務所または今福保育所
・利用申込先＝今福保育所
- 問合せ先** 福祉事務所児童家庭係